

平成30年第8回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年8月20日（月） 午前10時00分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 坂元勝志 | 2番 | 坂元兼一 |
| 3番 | 田畑和成 | 4番 | 豊増文夫 |
| 5番 | 深水美佐子 | 6番 | 南原奈美子 |
| 7番 | 赤崎敬一郎 | 8番 | 吉留義晃 |
| 9番 | 栗牧伸一 | 10番 | 池山準一 |

出席推進委員（23名）

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 11番 | 下市博彰 | 12番 | 甫立浩二 | 13番 | 野間菊昭 |
| 14番 | 山崎博文 | 15番 | 久保菌正昭 | 16番 | 柿園藤男 |
| 17番 | 帖佐達郎 | 18番 | 三腰修一 | 19番 | 竹井好博 |
| 20番 | 長野壯二 | 21番 | 濱田誠 | 22番 | 徳留伸一 |
| 23番 | 下屋敷正 | 24番 | 野元秀一 | 25番 | 栗野一三 |
| 26番 | 堀之内睦 | | | 28番 | 大迫勝哉 |
| 29番 | 竹之内重則 | 30番 | 熊田孝治 | | |
| 32番 | 永江友義 | 33番 | 米永正幸 | 34番 | 坂元智一 |
| 35番 | 黒瀬陸朗 | | | | |

職員（6名）

| | |
|----------|-------|
| 事務局長 | 岩下純一 |
| 農地係長 | 松山明浩 |
| 農地係主査 | 尾付野直樹 |
| 農地係主査 | 福留章乃 |
| 担い手育成係長 | 田島浩喜 |
| 農政課農業振興係 | 上大迫暢哉 |

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (12件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条申請について (9件)
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について (1件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (60件)
- (5) 議案第5号 非農地証明について (2件)
- (6) その他

6 その他

事務局長 　　ただ今から平成30年第8回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中23名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
9番 栗牧伸一委員，1番 坂元勝志委員をお願いいたします。

　　　　　　　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　　　　　　　(なしの声あり)

　　　　　　　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　　　　　　　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
議事参与制限の案件がありますので、議事参与制限分2ページ8-6番，8-7番から審議いたします。●●委員の退出をお願いします。
事務局より説明をお願いします。

事務局
(尾付野) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
　　　　　　　(2ページ 8-6番，8-7番について説明)
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

14番委員 　　8-6番，8-7番について説明申し上げます。申請地は国道504号線沿いの佐志保育園と農機具販売店の間に位置する場所です。畑自体は国道の高さより50センチほど嵩上げてありまして、周りをコンクリートで覆われています。この土地はもともと受人の●●さんの奥様のご実家が所有されていまして野菜などを栽培されていたそうです。進入路や境界等もしっかりしており問題はないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見，ご質問等はありませんか。

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の8-6番、8-7番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の8-6番、8-7番については、許可することに決定いたします。●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の議事参与以外を審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局
(尾付野)

「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番委員

8-1番から3番について説明いたします。まず8-1番です。この申請地は2月に現地調査(5条申請)を行ったところで、その隣の土地です。2月の現地調査時には所有権移転がなされていませんでしたが、今回相続登記による所有権移転が済んだということで渡人のお母さんが●●さんの所を買ってくれという交渉に見えたそうであります。●●さん以外には耕作可能な方がいないということと渡人は東京に長く在住ということで今後も帰ってくる予定もないことから●●さんが適任者と判断したところあります。次に8-2番です。ここも4月に農地利用変更届により客土した田であります。今回渡人と受人とで交渉が成立しまして所有権の売買ということであります。また、これが許可となった場合には田から畑に変更される意向でありました。最後は8-3番です。一ツ木の●●さんと●●さんの売買ということになります。現地は●●さんの家の近くでありましてここ4~5年●●さんが借りて管理をされていまして現地には牛の飼料(イタリアン)を作付されています。●●さんの家から少し距離があるということから●●さんが希望されて●●さんとの交渉がうまくいって売買が成立したところです。●●さんが長年管理されていまして境界も明確でありました。以上よろしく願いいたします。

16番委員

8-4番と5番について説明をいたします。渡人の●●さんは独り暮らしで高齢のために来年大阪の娘さんの所へ転出される予定ということで、今まで受人の●●さんが借りていた水田でしたので●●さんへ譲渡したいということでした。境界、進入路、用排水路については何ら問題はありませんでした。8-5についてですが、●●さんは高齢で農業ができなくなったということで、●●さんへ贈与したいという申し出があったそうです。申請地は耕作放棄地になっていまして、地目は田となっておりますが水路は埋まっており湿田になっていりましたが、すでに●●さんが耕作放棄地解消に向けて作業を進められています。進入路、境界についてははっきりして

おり何ら問題はありませんでした。よろしくご審議ください。

26番委員 8-8番について説明いたします。●●さんの親子間の贈与でありまして何ら問題はないと思われます。以上です。

25番委員 8-9番について説明いたします。渡人の●●さんは高齢で管理が困難であり、農地の隣に住んでおられる受人の●●さんを買ってもらうよう相談され、●●さんも家の近くであったので買われることにされたそうです。取得後は牛の飼料を植えるとのこと。境界も進入路もはっきりしていて何も問題はありません。よろしくお願いたします。

29番委員 8-10番について説明いたします。●●さんと●●さんは親戚関係であります。6月の3条申請時にこの369番1の申請漏れがあったものです。

30番委員 8-11番について説明いたします。親子間の贈与であります。現地も確認いたしましたが何ら問題はありませんでした。

32番委員 8-12番について説明いたします。申請地は受人の●●さんの家の近くであり渡人の●●さんに相談され売買が成立したものです。境界もはっきりしており何ら問題はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

17番委員 8-9番についてですが売買価格が300万円となっていますがどのようなのでしょうか。

25番委員 神子地区では一番いい場所（湯田原）であります。体育館のすぐ隣にあり価格については何とも言えないところです。

9番委員 私も立ち会ったのですが●●さんは最初は400万円と言われたそうです。そこを交渉で300万円にされたそうです。役場支所近くで妥当かなと思っています。

議長 ほかにほございませんか。

-
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可する事に決定いたします。

- 26番委員 8-8番につきまして説明いたします。申請地は瀬戸口瓦の隣接地で進入路もなく耕作するには人の土地を通らなければならず管理が難しかったそうです。以前から●●さんを買ってくれないかと言われていましたが名義変更の手間取り今に至ったそうです。許可後は砂利を敷き均した上で製品（瓦）置場として利用されたいとのことでした。
- 13番委員 8-9番につきまして説明いたします。場所は湯田から鶴田に向かって登り切った左側の奥にありまして、●●さんと●●さんは祖父と孫の関係になります。現在、●●君は父と同居されており今回、家を建てたいということで祖父の所有する畑を借り受けされるものです。また、水道管を里道に埋設する計画で併せて排水管も里道に埋設され国道の側溝に接続される計画であります。隣接地は●●さんの農地であり、何ら問題はないと思われまます。よろしく願いいたします。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 9番委員 8-1番と8-3番の賃借料がわかっていれば参考までに教えていただきたい。
- 事務局 一時転用の案件ですが、申請事由欄に記載しているように使用貸借ということで貸付料は無料となります。
- 9番委員 わかりました。
- 議長 ほかにございませんか。
- 1番委員 8-4番の売買価格について教えてください。
- 事務局 申請書には売買価格は180万円となっているようです。
- 議長 ほかにございませんか。
- 7番委員 8-1番から8-3番までの貸し付けの期間を教えてください。
- 事務局 8-1番と3番は一時転用ですので、9月20日頃から2か月間となっています。8-2番につきましては、10年間となっています。
- 7番委員 はい、わかりました。
- 議長 ほかにございませんか。
- (なしの声あり)
- 意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」と議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（農振除外）」についても承認することに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（農振除外）」についても承認することを決定いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留)

「議案第4号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

ただ今の、議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

「議案第5号 非農地証明について朗読及び説明」

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

30番委員

8-1番について説明します。字別府原は18年以上耕作されてなく原野状態で手を付けられない状況でした。字七十地も雑木が生い茂り山林と判断いたしました。よろしく願いいたします。

11番委員

8-2番について説明します。場所は帝釈天の入り口の道路沿いでありまして、耕作を放棄して20年以上とのことであり、周りも手が付けられない状況でした。申請人は始良市にお住まいで今後も管理ができないとの

ことでしたので非農地と判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願ひ」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願ひ」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、(6)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

別紙資料について

- ・西日本豪雨の災害義援金について
- ・農地利用最適化推進委員の補充について
- ・JA理事との意見交換会について
- ・アンケート調査の記入について
- ・農業委員会だより(第5号)について
- ・別府市農業委員会研修受入れについて
- ・農地転用申請の書類審査について
- ・平成30年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会への参加について
- ・B分類一非農地調査の班編成について

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

13番委員

農地利用最適化推進委員の補充についてでございますが、期間があと2年ということと、担当地区が広いことを考えて補充をした方がいいと考えます。

議長

皆様いかがでしょうか、1名補充してよろしいでしょうか。

全委員

補充に参加者全員賛成。

議長

8月から9月で募集を行った後に選考を行い、9月の総会で承認できるようにいたします。

ほかにご覧いませんか。

ないようですので以上で、さつま町農業委員会平成30年第8回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員 9 番委員

委 員 1 番委員